沖縄県知事 玉城康裕殿

白保リゾートホテル問題連絡協議会 会長 山城吉博 渉外担当 柳田裕行 石垣市白保118

自然環境・生活環境保全のための施策の要望書

私たちは、石垣市認定地縁団体白保公民館の傘下・関連4団体(白保魚湧く海保全協議会、白保ハーリー組合、白保日曜市運営組合、NP0夏花)から成る、白保公民館会員を中心とした約50名の団体で、白保地域の住民です。私たちが生活している白保地域では、貴重な地域環境であるサンゴ礁海域の保全に対する県の施策が遅れている中、観光需要の増大によって開発が進み、大規模開発による急激な環境負荷の増大によって地域の生活環境が脅かされているため、早急に以下の施策の実施を求めます。

<要望する施策>

- 1. サンゴ礁海域の沿岸域での大規模観光開発に関する地下浸透方式による栄養塩の排水規制を含む海域の保全策
- 2. 「石垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で示されている方針を 具体化する施策

<要望の理由>

1. について

(ア)県は、世界最大級のアオサンゴ群集を含む貴重なサンゴ礁生態系を有する白保集落の 北東の海域(以下、白保サンゴ礁海域という)を「自然環境の保全に関する指針」に おいて「自然環境の厳正な保護を図る区域」と評価している。その自然環境の貴重さ と重要性から、この海域は西表石垣国立公園海域公園に指定されているが、自然公園 法による行為の制限は、指定区域内での行為に限られるので、大規模開発によって陸 域から新たに海域公園に流入する地下水についての規制は行うことができない。県に は、自ら定めた指針に基づく具体的な施策を実施し、陸域からの環境負荷を制限する ことが求められる。

- (イ)現在、沖縄県はサンゴ礁海域の保全を目的にした水質環境基準を定めていない。しかし、沖縄県衛生環境研究所は、県の重要な観光資源であるサンゴ礁生態系に対して、陸域からの栄養塩の流出が大きな脅威となっており、サンゴ礁生態系保全のためには海域の水質について、環境基準値より厳格な水質基準値が必要であることと、その具体的な水質指針値を 2017 年に報告*している。それによって「陸域からの栄養塩の流出規制の必要性」と「海域の水質の具体的基準」は、すでに公のものとなっている。(*サンゴ大規模白化緊急対策会議 2017.4.23 「陸域からの環境負荷対策について」)
- (ウ)昨年、白保サンゴ礁海域の近接地での大規模なリゾートホテル開発計画について、既存の地下浸透排水基準をもとにした排水計画を含む開発計画に、県から開発許可(第29-088号)がだされた。その際、県土木建築部からの意見照会に対して、関係各部署および環境省は、サンゴ礁海域に近接している低地で、浸透性の高い琉球石灰岩土壌に地下浸透によって排水を行うことは、サンゴ礁生態系に悪影響を及ぼす可能性が否定できないこと、漁業者やエコツアー事業者をはじめ、その海域を生活のために利用している住民の生活環境が脅かされる可能性があると回答し、県の問題認識が明らかになっている。添付資料参照(県環境部自然保護課、県農林水産部水産課、八重山保健所からの回答文書)。実際に、2018年9月に白保の漁業者とエコツアー事業者が開発行為の事業者である(株)日建ハウジングに開発行為の中止を求めて訴訟が起こされている。
- (エ)昨今の観光需要の高まりから、県内では白保に限らず、サンゴ礁海域の沿岸部での観光開発が多く行われている。白保地域では公共下水道のない沿岸部の土地が買いまとめられ、今後も大規模開発が可能な状態になっていて、これは宮古島など県内の他の離島でも同じ傾向がうかがえる。現在の沖縄県による地下浸透排水基準では、公共下水道のない地域で建設されるホテル等大規模観光施設の事業開始によって、周辺のサンゴ礁生態系に栄養塩による環境負荷が急激に増大し、しかも継続的に影響し続けることになる。県も承知の通り、県知事が許可権を有する開発許可制度の許可基準には、サンゴ礁生態系を保全するための地下浸透排水に関する基準は含まれず、開発行為が近隣海域のサンゴ礁生態系に与える影響は、開発許可の審査では考慮されない。したがって、大規模開発行為によって引き起こされる陸域からの栄養塩の流出からサンゴ礁生態系を保全するためには、県が独自に地下浸透排水に含まれる栄養塩の基準を定める排出規制や、海域の水質基準による規制を行うしかない。

- (オ) 白保サンゴ礁海域には、県知事認定の白保サンゴ礁地区保全利用協定を結び、サンゴ礁の保全活動に取り組みながら、観光客や地域住民のために環境学習や体験活動を行っているエコツアー事業者がいて、当協議会の会員でもある。沖縄振興特別措置法第二十五条第1項では、沖縄における自然環境の保全及び健全な利用の推進に資するため、県は沖縄における環境保全型自然体験活動の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものと定められている。したがって、県は、エコツアー事業者が環境保全型自然体験活動を行っている白保サンゴ礁海域に影響する陸域からの栄養塩の排水規制に取り組むべき立場にある。
- (カ) 白保サンゴ礁海域は、県知事認定の保全利用協定を締結している地元の事業者が、エコツアー事業を行っているだけでなく、漁業者が夜間の電灯潜り漁を行い、アーサなどの海藻や貝を採って生活の支えにしている高齢者も多い。白保のサンゴ礁環境を楽しむ観光客の多くは、白保集落内の民宿等を利用しており、当該海域は白保住民にとってまさに生活の場であり、生活環境を保全するために県の施策が欠かせない。
- (キ)県の開発許可(第29-088号)の審査にあたり、当該開発行為計画が近接する白保サンゴ礁海域の貴重な生態系に悪影響を与えることを懸念する意見書が、研究者や環境 NGO から県に提出されていることは、私たちの主張が単なる地域住民のエゴではないことを示している。

2. について

(ク)「石垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が示す方針には次のように記載されている。

P19 2) 土地利用の方針

- ⑦自然環境形成の観点から必要な保全・再生・適正利用に関する方針 「サンゴ礁が発達している海岸域と世界的にも重要な湿地である名蔵のアンパル干 潟についても、積極的な保全、必要に応じた再生や適正利用に努めます。」
- ⑧計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

「既存集落については、良好な集落環境を維持するため、景観地区や地区計画等の導入等を促進します。さらに、南ぬ島石垣空港周辺やリゾート開発地においては、自然環境と調和した良好な景観形成に努め、適正な土地利用を誘導します。」

P25_3) 主要な緑地の配置の方針

環境保全系統

「東側海岸から平久保半島に至る海域のサンゴ礁、名蔵川や宮良川沿いに分布する緑地等、水系流域についても生態系基盤として保全していくとともに、赤土等の流出防止対策に努めます。」

② 景観形成系統

バンナ岳から前勢岳の山岳景観をはじめ、川平湾等の湾内景観や名蔵アンパル等の湿地景観、白保海岸から平久保半島にかけての海岸景観等の保全を図るとともに、主要な丘陵等については景観維持と修景整備により眺望点としての利活用を進めます。

(ケ) 上記(イ)(ウ)(エ)(カ)で述べたように、白保サンゴ礁海域は地域住民の生活環境として重要であるにもかかわらず、大規模開発行為に起因する陸域からの環境負荷によって、サンゴ礁生態系基盤が破壊される恐れが生じ、積極的な保全や適正利用が脅かされている。県としては、市街化調整区域の指定など具体的な計画的土地利用の施策を早急に実施しなければ、石垣都市計画に示された各方針は画餅に帰すことになり県民からの批判は避けられない。

添付資料

サンゴ大規模白化緊急対策会議 2017.4.23「陸域からの環境負荷対策について」抜粋 県各部署からの意見(環境部自然保護課、農林水産部水産課、八重山保健所) 環境省石垣自然保護官事務所からの意見

以上

サンゴ大規模白化緊急 対策会議 2017.4.23 「陸域からの環境負荷 対策について」抜粋

沖縄県衛生環境研究所





背景

サンゴ大規模白化緊急対策会議 2017.04.23

サンゴ礁が受ける生活排水(栄養塩)からのストレスを抑え、沿岸水質環境を良好に保つためには、目標となる水質環境指針値の設定が必要である、水質を定期的にモニタリングして環境指針値を超える事があれば、当該サンゴ礁海域に隣接する流域の流出源を管理して適切な水質環境を保つ事が可能になると考えられる。

海域の水質基準として**環境基準**が定められている (環境基本法で定められた海域における水質汚濁に係る環境基準)

琉球諸島のサンゴ礁海域に最も厳しいI類型の環境基準を公共用 水域測定結果にあてはめても・・・

ほとんどの地点で基準を達成している

環境基準よりもさらに厳しい、サンゴ礁 生態系を保全するための水質目標値の設 定が必要!



